

豊能町防災会議条例

昭和38年6月25日
条 例 第 6 号

改正	昭和53年 3月11日	条例第12号	平成 3年 9月27日	条例第18号
	昭和55年 7月 2日	条例第21号	平成12年 3月30日	条例第20号
	昭和56年 9月14日	条例第22号		
	昭和61年10月13日	条例第15号		

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、豊能町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）90

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 豊能町地域防災計画を作成し並びに実施を推進すること
- (2) 町内地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、町長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、この職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充て、その定数は、27人以内とする。

- (1) 指定地方行政期間の職員のうちから任命する者
- (2) 府知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 府警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長の部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長及び教育次長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) その他、町長が特に必要と認め委嘱する者

6 前項第1号、第2号、第3号、第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、府の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、該当専門の事項に関する調査が終了したときは、解職されるものとする。

(報酬)

第5条 委員及専門委員の報酬は、豊能町報酬及び費用弁償条例(昭和37年条例第5号)に定める額とする。

2 委員等のうち町の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年6月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月29日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年7月2日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和56年9月14日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年10月13日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年7月1日から適用する。

附 則(平成3年9月27日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、平成3年10月1日から適用する。

附 則(平成12年3月30日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

【豊能町防災会議の組織】

会 長 町長
委 員

機 関 名	役 職
近畿農政局大阪農政事務所	地域課長
陸上自衛隊第3師団第36普通科連隊	連隊長
大阪府豊能地域防災推進室	室長
大阪府池田土木事務所	所長
大阪府池田保健所	所長
大阪府豊能警察署	署長
豊能町	助役
豊能町	生活福祉部長
豊能町	建設水道部長
豊能町議会	事務局長
豊能町教育委員会	教育長
豊能町教育委員会	教育次長
豊能町消防本部	消防長
豊能町消防団	団長
関西電力株式会社池田営業所	所長
大阪ガス株式会社導管事業部兵庫導管部	保安指令センター所長
西日本電信電話株式会社大阪支店	設備部災害対策室長
池田市医師会	理事
能勢電鉄株式会社	取締役鉄道事業部長
阪急田園バス株式会社	豊能支社長
豊能町自治会長会	会長

豊能町災害対策本部条例

〔昭和38年6月25日〕
条 例 第 7 号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、豊能町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命令を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

3 部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

4 部長は部の事務を掌理する。

（補助）

第4条 前各条に定めるものの外、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年6月1日から施行する。

附 則（平成8年7月1日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

【災害対策本部の組織】

災害対策本部の組織、運営については、別に定める災害対策本部組織及び事務分掌に基づく。

災害対策本部においては、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を重要な節目ごとに開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議し、災害応急対策活動実施の指令を行う。

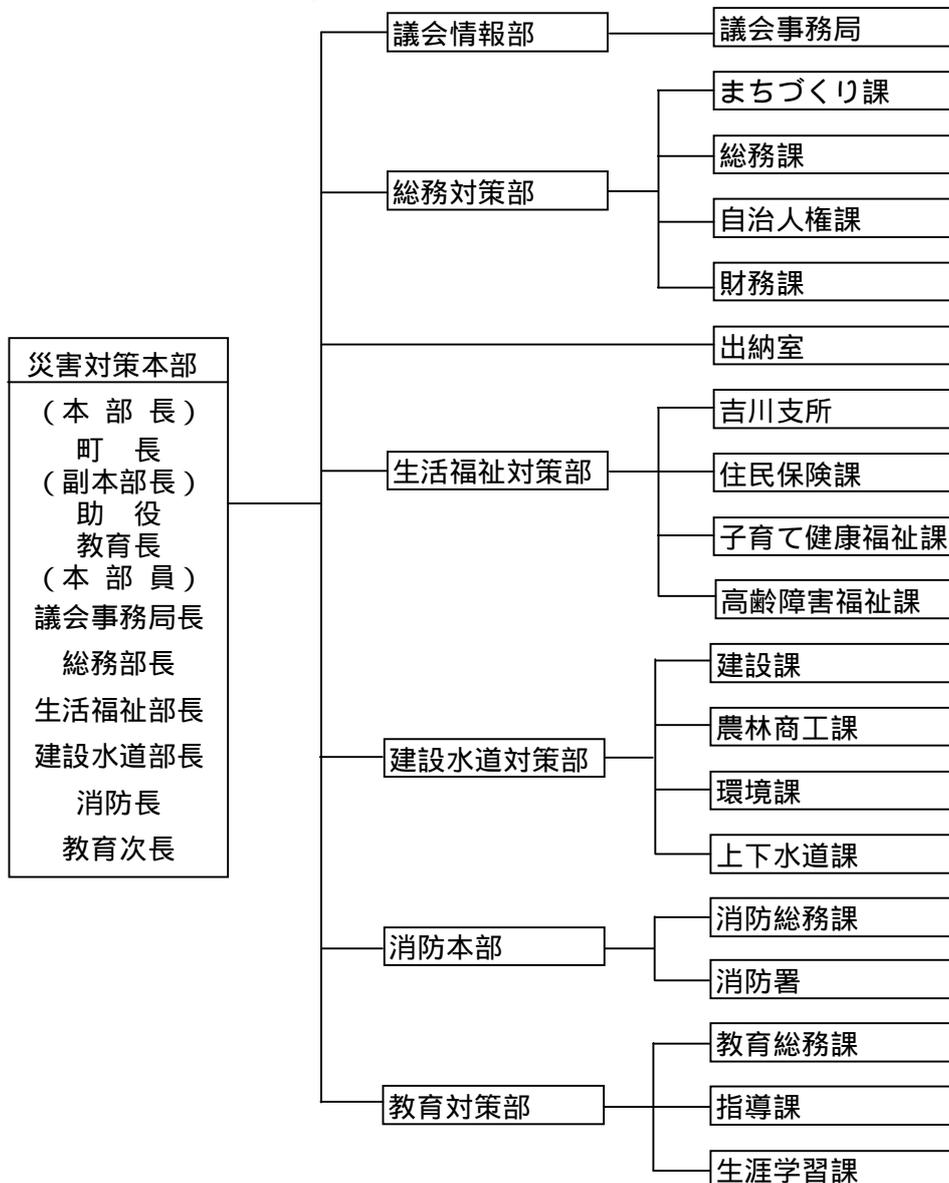
(1) 構成員

災害対策本部の構成員は、次のとおりである。

職名	構成員
本部長	町長
副本部長	助役、教育長、
本部員	議会事務局長、総務部長、生活福祉部長、建設水道部長、消防長、教育次長

(2) 組織体制

組織体制は、次のとおりとする。



(3) 各部の事務分掌

部 名	担 当	事 務 分 掌
	共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 担当関連の災害記録に関すること。 3 住民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動に関すること。 4 本部等の指示、要請に従い、各部の応援に関すること。
議会情報部	議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 町議会議員との連絡調整に関すること。 2 議会の庶務に関すること。 3 その他本部長が必要と認める事項。
総務対策部	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 国、府及び関係機関との連絡調整に関すること。 3 職員の動員に関すること。 4 職員の配置状況の取りまとめに関すること。 5 職員の給食及び安全衛生管理に関すること。 6 災害視察者、見舞者の接遇及び儀礼に関すること。 7 他の機関の応援職員の厚生に関すること。 8 災害対策要員の確保に関すること。 9 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 10 応援の要請に関すること。 11 被災者の相談業務に関すること。 12 庁内の電話回線の保守管理に関すること。 13 庁舎の被害調査及び応急復旧に関すること。 14 その他本部長が必要と認める事項。
	まちづくり課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における広報に関すること。 2 災害状況の記録に関すること。 3 報道機関との連絡調整に関すること。 4 通信情報に関すること。 5 応急対策用物資の調達に関すること。 6 その他本部長が必要と認める事項。
	自治人権課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部及び防災計画に関すること。 2 防災活動の指揮に関すること。 3 各部及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 防災体制等の点検に関すること。 5 防災行政無線の運用統制に関すること。 6 災害救助法の適用に関すること。 7 災害資料の作成に関すること。 8 自治会等との連携による防犯活動に関すること。 9 その他本部長が必要と認める事項。
	財務課 出納室	<ol style="list-style-type: none"> 1 町有財産の被害調査に関すること。 2 車両に関すること。 3 災害対策予算の編成及び資金の運用計画に関すること。 4 資材・物資の購入・調達に関すること。

部 名	担 当	事 務 分 掌
		5 食料の購入・調達に関する事。 6 災害対策物資及び救援物資の出納並びに配分に関する事。 7 激甚災害の指定に関する事。 8 被災者及び家屋の被害調査に関する事。 9 被災者台帳の整理に関する事。 10 被災証明書の発行に関する事。 11 その他本部長が必要と認める事項。
生活福祉対策部	住民保険課 吉川支所	1 人的被害の調査に関する事。 2 避難勧告に関する事。 3 救援物資等の輸送に関する事。 4 医療用資材の輸送に関する事。 5 その他本部長が必要と認める事項。
	子育て健康福祉課	1 日本赤十字社及び民生委員・児童委員協議会等との連絡調整に関する事。 2 災害見舞金の支給、災害援護資金等の貸付に関する事。 3 救援物資の受付に関する事。 4 義援金の受付に関する事。 5 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 6 臨時保育の開設に関する事。 7 保育所の児童の避難、救助及び救護に関する事。 8 保健所、医師会及び医療機関との連絡調整に関する事。 9 被災者の応急手当に関する事。 10 医療用薬品及び医療・衛生材料の調達に関する事。 11 被災傷病者の把握及び報告に関する事。 12 被災者の健康管理に関する事。 13 その他本部長が必要と認める事項。
	高齢障害福祉課	1 在宅要援護高齢者、独居老人、障害者等の安否調査及び救助並びに被災状況に関する事。 2 ボランティアの受付及び派遣に関する事。 3 ボランティアの受け入れについて府との連絡調整に関する事。 4 福祉避難所の開設に関する事。 5 医療用資材の輸送に関する事。 6 障害者や要援護高齢者の送迎に関する事。 7 その他本部長が必要と認める事項。
建設水道対策部	建設課	1 応急措置及び災害復旧の職員の派遣に関する事。 2 被害状況の把握に関する事。 3 道路法に基づく交通規制に関する事。 4 緊急時における町内建設業者への協力依頼に関する事。

部 名	担 当	事 務 分 掌
		<p>と。</p> <p>5 応急仮設住宅の建設に関する事。</p> <p>6 応急仮設住宅に申込み等に関する事。</p> <p>7 家屋等の応急危険度判定調査に関する事。</p> <p>8 災害住宅に対する融資に関する事。</p> <p>9 被災現場での応急措置・復旧に関する事。</p> <p>10 道路・河川等の被害調査及び応急復旧に関する事。</p> <p>11 その他本部長が必要と認める事項。</p>
	農 林 商 工 課	<p>1 農林業関係の被害調査及び応急復旧に関する事。</p> <p>2 商工業関係の被害調査及び復旧に関する事。</p> <p>3 物価等の消費者情報の把握に関する事。</p> <p>4 生活関連情報の収集及び整理に関する事。</p> <p>5 その他本部長が必要と認める事項。</p>
	上 下 水 道 課	<p>1 下水道調整池・水路等の被害調査及び応急復旧に関する事。</p> <p>2 災害地区や避難所への応急給水に関する事。</p> <p>3 配水池、ポンプ場、送・配水管等水道施設の調査並びに応急措置及び復旧に関する事。</p> <p>4 飲料水の供給に関する事。</p> <p>5 緊急用耐震貯水槽の利用に関する事。</p> <p>6 その他本部長が必要と認める事項。</p>
	環 境 課	<p>1 災害時におけるゴミの収集処理計画及び実施に関する事。</p> <p>2 ごみ収集業者の協力要請及び指導監督に関する事。</p> <p>3 ごみ、し尿及び死獣の収集処理に関する事。</p> <p>4 し尿汲み取り業者の協力要請及び指揮監督に関する事。</p> <p>と。</p> <p>5 遺体の安置、処理及び埋（火）葬に関する事。</p> <p>6 被災地域の防疫活動に関する事。</p> <p>7 被災地域及び避難所における感染症の予防に関する事。</p> <p>と。</p> <p>8 環境保全対策に関する事。</p> <p>9 その他本部長が必要と認める事項。</p>
消 防 本 部	消 防 総 務 課 消 防 署	<p>1 消防団との連絡に関する事。</p> <p>2 情報の収集及び広報に関する事。</p> <p>3 火災予防に関する事。</p> <p>4 火災の調査に関する事。</p> <p>5 消防防ぎょ計画の策定に関する事。</p> <p>6 消防水利に関する事。</p> <p>7 救急救助に関する事。</p> <p>8 救急医療機関及びその他関係機関との連携に関する事。</p> <p>と。</p>

部 名	担 当	事 務 分 掌
		9 通信保守に関すること。 10 火災出動命令等の伝達に関すること。 11 行方不明者等に関すること。 12 その他本部長が必要と認める事項。
教育対策部	教育総務課 指導課	1 災害時の園児、児童、生徒の調査及び教育対策に関すること。 2 災害時の園児、児童、生徒の避難誘導に関すること。 3 教育関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害時の教職員の動員及び応急配備に関すること。 5 休校・休園等の措置に関すること。 6 通学（園）路の点検及び安全確保に関すること。 7 災害時の学校保健衛生に関すること。 8 食品衛生管理に関すること。 9 その他本部長が必要と認める事項。
	生涯学習課	1 教育施設の応急使用に関すること。 2 施設管理者との連絡調整に関すること。 3 避難所の開設に関すること。 4 避難所の管理運営に関すること。 5 被災者への配給に関すること。 6 被災者の受け入れに関すること。 7 避難者の誘導、広報伝達に関すること。 8 避難者の情報収集に関すること。 9 その他本部長が必要と認める事項。

災 害 時 相 互 応 援 協 定

豊能地区の3市2町は、豊能地区市長・町長連絡会議の趣旨にのっとり、広域的な災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(広域的協定目的)

第1条 この協定は、相互応援協定締結市町(以下「締結市町」という。)の区域において地震、洪水等の災害が発生し、被災市町独自では十分な応急措置ができない場合に、被災市町の要請に応えるため、予め締結市町間において災害時の広域的な応援について定め、応急措置を円滑に行うことを目的とする。

(応援要請等)

第2条 締結市町長は、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請市町に対し、相互に応援するものとする。

(人的応援)

第3条 前条の応援要請は、受援側の市町長(又は災害対策本部長等)が、災害の状況、出勤を求める人員並びに職種、誘導員配置場所等を明示し、応援側の市町長に対して行うものとする。

(物的応援)

第4条 災害応援のため、救援物資及び必要な資器材等を必要とする場合において、締結市町長は、救援物資及び必要な資器材等の種別・数等の供給について、相互の応援を要請することができる。

(指揮)

第5条 応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 受援側の市町長(又は災害対策本部長等)が指揮すること。
- (2) 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費については、原則として応援を要請した市町と負担とする。

(協定なき事項)

第7条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、締結市町が協議をして、定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成9年2月10日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を5通作成し、締結市町長記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 9 年 2 月 10 日

豊中市長 林 實 印

池田市長 倉田 薫 印

箕面市長 橋本 卓 印

能勢町長 辻 靖隆 印

豊能町長 南殿 利正 印

豊能町地区防災無線局管理運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、豊能町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する豊能町地域防災無線局(以下「無線局」という。)の管理及び運用に関し、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものは除く。
- (2) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する車載型、可搬型又は携帯型の無線局及び特定の場所に常置して運用する半固定の無線局をいう。
- (3) 基地局 陸上移動局を通信の相手方として、本町庁舎内に設置する移動しない無線局をいう。
- (4) 遠隔制御器 基地局又は半固定型無線機と有線で接続された送受信設備で、基地局又は半固定型無線機の機能を分掌するものをいう。
- (5) 陸上移動中継局 基地局もしくは遠隔制御器と陸上移動局との間及び陸上移動局相互間の通信を中継するため設置する無線局をいう。
- (6) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、郵政大臣の免許を受け、かつ当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。
- (7) 通信統制 情報の円滑かつ効率的な収集及び伝達を図るため通信を切断し、割り込み、若しくは通信順序の指定等を行うこと又はこれらの措置をとり得る状態にすることをいう。

(無線局の回線構成)

第3条 無線局の回線構成及び配置等は別図及び別表のとおりとする。

(総括管理者)

第4条 無線局に、総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、町長の職にある者を充てる。

(管理責任者)

第5条 無線局に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務所掌するとともに、通信取扱責任者及び保管責任者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、総務部自治人権課長の職にある者を充てる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線局に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を分掌する。

3 通信取扱責任者は、総務部自治人権課の職員であって、無線従事者の資格を有するものの中から、管理責任者が指名する。

(保管責任者)

第7条 次の課等に、保管責任者を置く。

(1) 遠隔制御器の通信操作を行う課等。

(2) 陸上移動局を配置した課等。

2 保管責任者は、管理責任者の命を受け、課等に設置した遠隔制御器又は陸上移動局の管理及び監督の業務を分掌する。

3 保管責任者は、遠隔制御器又は陸上移動局を設置した課等の課長等の職にある者を充てる。

(無線従事者の配置、養成等)

第8条 総括管理者は、無線局の適正な運用を図るため必要な無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者等の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿(様式第1号)を作成するものとする。

4 総括管理者は、無線従事者を選任又は解任したときは、無線従事者選(解)任届(様式第2号)により遅滞なく近畿電気通信管理局長に届け出なければならない。

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線局の無線設備の操作を行うほか、通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

2 基地局に配置された無線従事者は、業務日誌(様式第3号)を毎日記入するものとする。

(通信取扱者)

第10条 基地局を設置した課等に通信取扱責任者を置く。また、遠隔制御器又は陸上移動局を(設置)した課等にも、通信取扱者を置く。

2 通信取扱者は、無線従事者の指導のもとに、法及び関係法令に基づき、適正な無線局の運用を行うものとする。

3 通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員とする。

(備付書類等の管理)

第11条 管理責任者は、法及び関係法令に基づく業務関係書類を管理及び保管する。

2 業務日誌は、管理責任者及び通信取扱責任者の閲覧を受けるものとする。

3 管理責任者は無線従事者選(解)任届写し等関係書類を整理保管しておくものとする。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用方法については、別に定める運用要領によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

- (1) 毎日点検
- (2) 月点検
- (3) 年点検

2 点検項目については、無線設備の点検表(様式4号-1~3)のとおりとする。

3 保守点検の責任者は次のとおりとする。

- (1) 毎日点検は通信取扱責任者又は保管責任者
- (2) 毎月点検は管理責任者
- (3) 年点検は総括管理者

4 予備装置及び予備電源については、毎月1回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、非常災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次のとおり定期的な通信訓練を実施するものとする。

- (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 隔年実施
- (2) 定期通信訓練 毎年1回以上

2 訓練は、通信統制、情報収集及び伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第15条 総括管理者は毎年1回以上、通信取扱者等に対し、法及び関係法令、無線設備の取扱い等について研修を行うものとする。

(部外設置の無線設備の管理)

第16条 部外(町が管理しない施設をいう。)に設置する陸上移動局の無線設備の管理については、別に定めるものとする。

(通信統制)

第17条 総括管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、通信統制を行うことができる。

2 事故その他の理由により、総括管理者が前項の通信統制を行うことができないときは、管理責任者が通信統制を行うものとする。

附 則

この規定は平成10年4月17日から施行する。

附 則

この規定は平成16年7月1日から施行する。

豊能町地域防災無線局運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町地域防災無線局管理運用規程（平成10年豊能町訓令第2号。以下「規程」という。）第12条に基づき、無線局の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運用の体制)

第2条 平常時における通信は、基地局にあっては総務部自治人権課が、遠隔制御器又は陸上移動局にあっては規程第7条に定める保管責任者が運用を実施する。

2 前項の規程にかかわらず、規程第17条第1項の規定により、総括管理者が通信統制を行う場合は、総務部自治人権課が運用する。

(通信の種類)

第3条 通信の種類は、一般通信及び緊急通信とする。

(通信事項)

第4条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、台風、洪水、火災等の非常災害に関するもの。
- (2) 一般行政連絡に関するもの。
- (3) その他総括管理者が必要と認めるもの。

(通信の原則)

第5条 通信を行うときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 必要のない無線通信を行ってはならない。
- (2) 無線通信に使用する用語は、暗号、隠語等を使用してはならず、できる限り簡潔でなければならない。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- (4) 無線通信は正確に行うものとし、通信上の誤りを知った時は直ちに訂正しなければならない。
- (5) 事前に無線設備の状況を確認、適正な操作を行い、無用な電波を発射しないように努めること。

(運用時間)

第6条 無線局は常時運用するものとする。ただし、平常時においては執務時間内運用を原則とする。

2 前項に規定する時間以外に無線局を開局し、又は閉局するときは、その旨を事前に相手局に連絡しなければならない。

3 総括管理者は、災害が発生し又は発生するおそれがあると認めるときは、遠隔制御器及び陸上移動局を常時開局しておくよう、管理責任者に指示しなければならない。

(通信の制限)

第7条 総括管理者は、災害の発生その他特に理由があるときは、通信を制限することができる。

(目的外通信の禁止)

第 8 条 無線局は、目的及び通信の相手方並びに通信事項の範囲を超えて運用してはならない。

(混信等の防止)

第 9 条 無線局は、他の無線局にその運用を阻害するような混信を与えないように運用しなければならない。

(通信の記録)

第 10 条 通信取扱責任者または無線従事者は、非常通信を行ったときは無線業務日誌 (様式第 1 号) に所要事項を記載しなければならない。

(呼出)

第 11 条 通信の相手方である無線局 1 局を呼出す場合は、番号計画に基づく固有番号を入力し、接続信号を確認した後、次に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- (1) 相手局の呼出名称 3 回以下
- (2) こちらは 1 回
- (3) 自局の呼出名称 1 回
- (4) どうぞ 1 回

(一括呼出)

第 12 条 各無線局を一括して呼出す場合は、番号計画に基づく一括番号を入力し、接続信号を確認した後、次に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- (1) 各局 3 回以下
- (2) こちらは 1 回
- (3) 自局の呼出名称 1 回
- (4) どうぞ 1 回

(特定局一括呼出)

第 13 条 2 以上の特定無線局を呼出す場合は、番号計画に基づいた 2 以上の一括呼出番号を入力し、接続信号を確認した後、次に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- (1) 相手局の呼出名称 3 回以下
- (2) こちらは 1 回
- (3) 自局の呼出名称 1 回
- (4) どうぞ 1 回

(呼出の反復)

第 14 条 呼出しに対して応答がないため呼出しを反復するときは、間隔をおいて行う。

(応答)

第 15 条 無線局は自局に対する呼出しを受信したときは、次に掲げる事項を順次送信して、直ちに応答しなければならない。

- (1) 相手局の呼出名称 3 回以下
- (2) こちらは 1 回
- (3) 自局の呼出名称 1 回
- (4) どうぞ 1 回

2 前項の規定による応答に際し、直ちに通信を受信することができない事由があるときは、「ど

うぞ」の代わりに「何分間お待ち下さい」を送信するものとする。

(不確実な呼出に対する応答)

第16条 無線局は自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで、応答してはならない。

2 自局に対する呼出しを受信したが、呼出局の呼出名称が不確実である場合は、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか。」を使用して直ちに応答しなければならない。

(一括呼出しに対する応答順位)

第17条 一括呼出しに対する各無線局の応答順位は、基地局、次に呼出名称の番号順によるものとする。ただし、特に急を要する通報等で、かつ相手局の受信が確実な場合は、相手局の応答を待たずに通報等の送信ができる。

(通報の送受信)

第18条 無線局は、呼出しに対する応答を受けたときは、相手局が「何分間お待ちください。」を送信した場合を除き、直ちに通報を開始するものとする。

2 通報等の送受信は、次の各号を順次送信して行うものとする。

- | | |
|--------------|------|
| (1) 相手局の呼出名称 | 1回 |
| (2) こちらは | 1回 |
| (3) 自局の呼出名称 | 1回 |
| (4) 通報等 | 2回以下 |
| (5) どうぞ | 1回 |

(緊急通報)

第19条 特に緊急を要する通報を送信しようとするときは、「至急」を3回前置きしてから、呼出し及び通報を行うものとする。

2 無線局は、前項の緊急通報を受信したときは、他の通信を一時中止して、その通報を受信しなければならない。

(通報受信)

第20条 無線局が通報を確実に受信したときは、次に掲げる事項を順次送信するものとする。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 相手局の呼出名称 | 1回 |
| (2) こちらは | 1回 |
| (3) 自局の呼出名称 | 1回 |
| (4) 了解 | 1回 |

(各局あて同時通報)

第21条 各無線局に対し同時に通報を送信しようとするときは、第12条各号に掲げる事項の応答に引続き通報を送信するものとする。

(特定局あて同時通報)

第22条 2以上の特定の無線局に対し、同時通報を送信しようとするときは、第13条各号に掲げる事項の応答に引続き通報を送信するものとする。

(メリット)

第23条 通信中における感度及び明瞭度（以下「メリット」という。）の基準は、次のとおりとする。

区 分	受 信 状 態
メリット5	雑音がまったくなく、非常に明瞭に通信内容が受信できる程度。
メリット4	雑音は少々残るが、十分かつ明確に通信内容が受信できる程度。
メリット3	雑音及び歪みは多少あるが、割合容易に通信内容が受信できる程度。
メリット2	雑音及び歪みが多く、繰り返すことで通信内容が理解できる程度。
メリット1	雑音が非常に大きく、その中に音声らしきものが認められる程度。

（試験電波の発射）

第24条 無線設備の試験又は調整のため、試験電波を発射するときは、次の各項に定めるところによる。

2 電波を発射する前に聴取を行い、他の通信に混信を与えないことを確認した後、次に掲げる事項を順次送信する。

- (1) ただいま試験中 3回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 3回

3 前項各号送信後、1分間聴取を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、次に掲げる事項を10秒間以内で順次送信する。

- (1) 「本日は晴天なり」の連続
- (2) 自局の呼出名称

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総括管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月17日から実施する。

附 則

この規定は、平成16年7月1日から施行する。

参考資料 - 6 地域防災無線番号表

地域防災無線番号表

局の区分	局名(常設場所)	呼出番号	グループ番号				局の区分	局名(常設場所)	呼出番号	グループ番号			
統制局	役場庁舎/統制局	100					可搬型	吉川支所	601	F00	F01	F65	
遠隔制御	自治人権課	201	F00	F01	F30			吉川支所	602	F00	F01	F65	
遠隔制御	建設水道部	202	F00	F01	F55	F60		吉川支所	603	F00	F01	F65	
遠隔制御	生活福祉部	203	F00	F01	F65			自治人権課	610	F00	F01		
半固定型	吉川支所	301	F00	F01	F60	F65	車携帯型	自治人権課	611	F00	F01		
	双葉保育所	302	F00	F01	F65			高齢障害福祉課	612	F00	F01	F65	
	吉川保育所	303	F00	F01	F65			教育委員会	613	F00	F01	F40	F45
	永寿荘	310	F00	F01	F65			環境課	630	F00	F01	F55	F60
	豊寿荘	311	F00	F01	F65		車載型	建設課	660	F00	F01	F60	
	保健センター	312	F00	F01	F65			建設課	661	F00	F01	F60	
	診療所	313	F00	F01	F65			農林商工課	670	F00	F01	F60	
	ふれあい文化センター	320	F00	F01				上下水道課(下水)	680	F00	F01	F60	
	水道事業所	330	F00	F01	F60			上下水道課(上水)	690	F00	F01	F60	
	吉川幼稚園	401	F00	F01	F40	F45		上下水道課(上水)	691	F00	F01	F60	
	光風台幼稚園	402	F00	F01	F40	F45		総務課	620	F00	F01	F30	
	東能勢幼稚園	403	F00	F01	F40	F45		環境課	631	F00	F01	F55	F60
	東能勢小学校	410	F00	F01	F40	F45		環境課	632	F00	F01	F55	F60
	高山小学校	411	F00	F01	F40	F45		環境課	633	F00	F01	F55	F60
	吉川小学校	412	F00	F01	F40	F45		環境課	634	F00	F01	F55	F60
	光風台小学校	413	F00	F01	F40	F45		自治人権課	640	F00	F01	F30	
	東ときわ小学校	414	F00	F01	F40	F45	豊寿荘	641	F00	F01	F65		
	東能勢中学校	415	F00	F01	F40	F45	保健センター	650	F00	F01	F65		
	吉川中学校	416	F00	F01	F40	F45	診療所	651	F00	F01	F65		
	中央公民館	420	F00	F01	F40		建設課	662	F00	F01	F60		
	西公民館	421	F00	F01	F40		農林商工課	671	F00	F01	F60		
	図書館	422	F00	F01	F40		農林商工課	672	F00	F01	F60		
	ユーベルホール	423	F00	F01	F40		上下水道課(上水)	692	F00	F01	F60		
	シートス	424	F00	F01	F40		上下水道課(上水)	693	F00	F01	F60		
	豊悠プラザ	425	F00	F01	F65		上下水道課(上水)	694	F00	F01	F60		
	消防本部	119	F00	F01	F19	F30							
	消防東出張所	120	F00	F01	F19	F30							
	豊能警察署	110	F00	F30									
関西電力豊能出張所	501	F00	F30										
阪急田園バス豊能営業支	502	F00	F30										

局の区分	局名(常設場所)	呼出番号	グループ番号			
車 載 型	高山分団	1 2	F00	F20	F21	F30
	川尻分団	1 2	F00	F20	F21	F30
	木代分団	1 2	F00	F20	F21	F30
	余野分団	1 2	F00	F20	F21	F30
	切畑分団	1 2	F00	F20	F22	F30
	野間口分団	1 2	F00	F20	F22	F30
	牧分団	1 2	F00	F20	F22	F30
	寺田分団	1 2	F00	F20	F22	F30
	吉川分団	1 2	F00	F20	F23	F30
	ときわ台分団	1 3	F00	F20	F23	F30
	光風台分団	1 3	F00	F20	F23	F30
携 帯 型	水道事業所	8 0	F00	F01	F60	
	水道事業所	8 0	F00	F01	F60	
	水道事業所	8 0	F00	F01	F60	

グループ番号
F 0 0 ...全局一斉
F 0 1 ...町役場一斉
F 1 9 ...消防
F 2 0 ...消防分団
F 2 1 ...第1方面隊
F 2 2 ...第2方面隊
F 2 3 ...第3方面隊
F 3 0 ...防災関連
F 4 0 ...教育委員会
F 4 5 ...幼・小・中学校
F 5 5 ...環境課(清掃)
F 6 0 ...建設水道部
F 6 5 ...福祉関係

統制局遠隔制御器	呼出番号	グループ番号				
自治人権課	701	F00	F01	F30		
建設水道部	702	F00	F01	F30	F55	F60

車載局一覧表

所属	識別信号	車両登録番号	種別	備考
総務課	27321 620	大阪71 ふ 1411	車載型	カローラワゴン
自治人権課	27321 640	大阪50 よ 6548	車載型	ミニカトッポ
建設課	27321 662	大阪88 た 8711	車載型	マーク ワゴン
土地改良区	27321 671	大阪47 て 3290	車載型	レオーネ
環境課	27321 630	大阪47 は 1536	車載携帯	ダットサン
建設課	27321 660	大阪47 ま 956	車載携帯	カルディナ
建設課	27321 661	大阪47 も 6073	車載携帯	タウンエース
農林商工課	27321 670	大阪71 ふ 3908	車載携帯	カローラ
上下水道課(下水)	27321 680	大阪71 ふ 8948	車載携帯	カルディナ
吉川支所 (清掃事務所)	27321 672	大阪47 ま 1252	車載型	バネットトラック
	27321 631	大阪88 せ 9733	車載型	パッカー
	27321 632	大阪88 せ 8209	車載型	パッカー
	27321 633	大阪800 さ 871	車載型	パッカー
	27321 634	大阪800 す 296	車載型	チップング車
豊寿荘	27321 641	大阪22 さ 5976	車載型	マイクロバス
上下水道課(水道)	27321 692	大阪71 そ 6355	車載型	マーク ワゴン
	27321 693	大阪400 た 402	車載型	A Dバン
	27321 694	大阪43 に ・・36	車載型	ハイゼット
	27321 690	大阪11 ま 9951	車載携帯	日野レンジャー
	27321 691	大阪88 は 4057	車載携帯	ダイナ
診療所	27321 651	大阪77 せ 3175	車載型	カリーナ
保健センター	27321 650	大阪79 た 9816	車載型	ハイエース
吉川消防団	27321 129	大阪88 す 4536	車載型	ポンプ車
ときわ台消防団	27321 130	大阪88 す 9541	車載型	ポンプ車
光風台消防団	27321 131	大阪88 さ 9751	車載型	ポンプ車
高山消防団	27321 121	大阪88 す ・・54	車載型	ポンプ車
川尻消防団	27321 122	大阪88 す ・910	車載型	ポンプ車
木代消防団	27321 123	大阪88 せ 6198	車載型	ポンプ車
余野消防団	27321 124	大阪88 せ 3373	車載型	ポンプ車
切畑消防団	27321 125	大阪88 せ 4551	車載型	ポンプ車
野間口消防団	27321 126	大阪88 せ 880	車載型	ポンプ車
牧消防団	27321 127	大阪88 す 2159	車載型	ポンプ車
寺田消防団	27321 128	大阪88 す 3498	車載型	ポンプ車
福祉課(豊寿荘)	27321 641	大阪22 さ 3498	車載型	日野レインボー